

くるみん認定・プラチナくるみん認定を目指しましょう!

次世代育成支援対策推進法とは

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもたちの健全な育成を支援するため、企業のみならず、国・地方公共団体は各種行動計画を策定することとされています。

一般事業主行動計画の策定・届出について

次世代育成支援対策推進法に基づき、企業のみならずには、一般事業主行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知が義務となっています(100人以下は努力義務)。



くるみんマーク・プラチナくるみんマークとは

「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。

この認定を受けた企業の証が、「くるみんマーク」です。さらに、平成27年4月1日より、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を評価しつつ、継続的な取組を促進するため、新たにプラチナくるみん認定がはじまりました。プラチナくるみん認定を受けた企業は、「プラチナくるみんマーク」を広告等に表示し、高い水準の取組を行っている企業であることをアピールできます。

お問い合わせ先

〒990-8567 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階

山形労働局 雇用環境・均等室 TEL.023-624-8228



内閣府
Cabinet Office

国家公務員の再就職等規制にご協力を

■ 再就職の依頼・情報提供の規制

現役の国家公務員が、営利企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、再就職させる目的で国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

■ 利害関係企業等への求職活動の規制

現役の国家公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

■ 元の職場への働きかけ規制

再就職した国家公務員OBが、再就職先の契約や処分に関し、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています。(原則として退職後2年間)

★ 皆様へのお願い

皆様におかれましても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いします。秘密を厳守します。

◇ 連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局 電話:03-6268-7660~7668,7681

URL:<http://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

山形県 最低賃金

【山形県最低賃金が改正されました!】 効力発生日 平成30年10月1日

時間額 **763**円(24円UP)

この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】山形労働局 賃金室(TEL 023-624-8224)又は最寄りの労働基準監督署

